

# 措置状況一覧表

平成22年度監査テーマ：県税の賦課徴収事務について

項目	指摘及び意見	講じた措置
個人県民税	<p>県は、真剣にヒアリングによる徴収率アップを図るため、市町村からのヒアリングにつき、さらに時間を拡大するなどして充実したヒアリングを実施すべきである。また、ヒアリング後には該当市町村にヒアリングの結果やヒアリングにおける改善事項等を通知しその内容を共有すると共に、市町村には業務の継続性の重要性を伝えた上で、職員の異動がある場合にはきちんと引継ぎするよう申し入れすべきである。そして、少なくとも数年に一度は全市町村からのヒアリングを実施すべきである。</p>	<p>平成20年度から3年間で、全市町村に対しヒアリングを実施してきたところであり、平成23年度からは、滞納整理状況等により綿密な分析を行った。また、ヒアリングにおける改善事項等を双方において共有するため実施市町村に通知した。 引き続き、ヒアリングを実施し、税収確保に向けた徴収強化を図られるよう助言する。</p>
	<p>県は、地方公務員法第17条の県職員短期派遣の制度及び地方税法第48条による直接徴収制度の積極的な活用を働きかけることにより、市町村と連携して徴収事務の効率化を図るとともに徴収率の向上を目指すべきである。</p>	<p>県の税務職員の短期派遣及び地方税法第48条による直接徴収を行い、徴収率向上に努めている。 また、市町村の税務職員の短期受入もを行い、徴収技術の取得を支援している。 引き続き、市町村に制度の積極的な活用を働きかけ、徴収事務の効率化を図るとともに徴収率向上に努める。</p>
	<p>県は、市町村に対してヒアリングを実施するなど、納税義務者の把握に対してもっと積極的で具体的な役割を果たすべきである。</p>	<p>「家屋敷等課税」を含めた個人住民税の納税義務者の概要等について、各市町村のホームページ等に掲載するなど、広く住民に周知を図るよう市町村税務担当課長会議等を通じて助言する。</p>
	<p>県は、個人県民税の徴収率向上に効果のある特別徴収義務者の指定を増加させるべく、市町村に強く働きかけるとともに、自らもこれに積極的に協力すべきである。</p>	<p>特別徴収制度の普及・拡大については、平成20年度から県と市町村が連携し、特別徴収移行への取組を行っており、引き続き、市町村と連携し特別徴収の普及・拡大に努める。</p>
	<p>延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。</p>	<p>延滞金の徴収については、市町村へのヒアリング等を通じて助言する。</p>
法人県民税・法人事業税	<p>県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。</p>	<p>これまで、行政サービスとして、依頼のあった税理士等に対して申告書用紙の送付を行ってきたところである。 しかし、関与している税理士が変更になった際に「変更届」の提出がなく、既に関与していない税理士に送達してしまう例があったことから、平成24年度において、原則、各法人宛に送付することを基本に、コスト面についての検討を行うこととした。</p>

	このことについては、送付方法変更前に税理士等に対し、周知を行う。
県は、医療法人等の非課税部分について、直接当該法人等へ出向いて帳簿を確認したり、社会保険事務所等に存在するデータを確認したりするなどして、申告内容の妥当性を検証すべきである。	これまで、「医療法人等に係る所得金額の計算書」及び記載の手引きを作成し、申告者の制度に対する理解を深めるとともに当該計算書を提出させ、添付書類として「損益計算書」「損益計算書の収入金額から、本計算書への計上金額にいたる、集計表等の内訳書」等を提出させ、申告内容の確認を行ってきたところである。 さらに、平成23年度の県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」等を策定、平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。
県は、すべての分割法人について調査することが困難であるとしても、一定の税額以上の法人については関係都道府県と情報交換するなどして、定期的に従業者数を確認すべきであるし、必要に応じて直接当該法人への照会も実施すべきである。	本県に本店を置く法人については、一定の税額以上の法人等について、照会等を行い、従業者数等を確認することとした。 なお、他県に本店を置く法人については、本店所在都道府県知事から、分割基準を記した「課税標準額等の通知」があるため、当該通知で確認している。
県は、公益法人等の減免申請について、独自の調査、確認をすべきであり、一度減免決定をしたとしても、以後定期的な確認等の手続をすべきである。	「以後定期的な確認等」については、外部監査人の平成22年度包括外部監査結果報告書にも記載があるとおり、平成22年度から毎年度申請とする取扱いに改めている。 なお、減免の要件である収益事業の有無の確認については、総務省からの取扱通知において、「公益法人等については、収益事業以外の事業の所得に対しては、事業税が課されないのであるが、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること」とされているので、税務署において、収益事業の有無を確認する。
公益法人、NPO法人等の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。	平成24年3月に通達改正を行い、減免申請の期限を、法人県民税の申告期限とすることとした。
NPO法人の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。	平成24年3月に通達改正を行い、減免申請の期限を、法人県民税の申告期限とすることとした。
法人県民税均等割の金額の検証については、県自ら貸借対照表を確認するなど、資本金等の額について具体的に調査確認することが必要である。	「資本金等の額」は、地方税法において「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう」とされていることから、法人税申告

		<p>書における「資本金等の額」と異なることは適当でないと考えている。</p> <p>本県においては、「資本金等の額」について、従来より、毎月の税務署調査の際に法人税申告書別表5（1）記載の資本金等の額を確認し、記載がない場合は法人税の添付書類である貸借対照表で確認を行ってきたところである。</p> <p>平成23年度からは、税務署調査の際に、貸借対照表を確認することとした。</p> <p>なお、貸借対照表から、法人税申告書別表5（1）の記載内容に疑義がある場合については、所管税務署と協議し、適切に対処する。</p>
	<p>県は、積極的に不動産取得税や自動車税の登録情報を活用して未申告法人の発見に努めるべきである。</p>	<p>登録情報を有効に活用し、未申告法人の発見に努める。</p>
	<p>県は、休業届が提出されても実際に事業停止の事実がなければ納税義務は発生し、他方で休業届が提出されなくても、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には納税義務はないという、当然の原則を十分認識し、定期的に現状を調査したり、場合によっては事務所等の現場を訪れたりするなどして、課税漏れとなっていないかどうか確認するとともに、公平な課税も心がけるべきである。</p>	<p>休業届の提出があった法人については、従来より、営業用固定電話の使用が中止となっている事実の確認等を行っているところである。</p> <p>平成23年度からは、休業届の提出があった際に、事務所等の有無を確認することとした。</p> <p>なお、翌事業年度以降については、税務署調査によって、事業再開等の事実が把握できる。</p>
	<p>県は、納税者の権利を奪うことのないよう更正を行った場合にはすべて通知をすべきである。</p>	<p>課税対象所得があり、法人事業税額が発生している場合にはすべて通知を行い、課税対象所得がなく、更正の前後において法人事業税額がともに発生しない場合は通知を行ってこなかったところである。</p> <p>平成23年度からは、納税者の異議申立の機会を奪うことがないよう、県内に本店がある法人については、全て通知を行うこととした。</p>
	<p>県は、電子申告上のデータをそのままの状態データ処理できるシステムを導入すべきであるし、電子申告についてもっと広報し、利用の拡大に努めるべきである。</p>	<p>県税トータルシステム（税務電算処理システム）と電子申告のデータ連携については、費用対効果を踏まえた連携システムの構築を検討する。</p> <p>なお、電子申告の広報については、従来の広報に加え、平成23年度版「地方税のしおり」にエルタックス（電子申告）のPRを掲載するなど、電子申告の利用拡大に、より一層努めた。</p>
<p>県民税利子割</p>	<p>加算金も延滞金も、徴収が大原則であり、徴収困難な場合には適切な手続を経て不納欠損をしなければならないという当然の前提を再認識し、厳密な処理を心掛けるべきである。</p>	<p>県民税利子割の加算金及び延滞金については、金融機関等のシステム上の問題等から、「正当な理由」及び「やむを得ない理由」があると認められる場合に、限定的に不徴収の取扱いを定めていたところである。</p> <p>近年、適用事例は殆どなく、金融機関等のシステム上の問題等が減少していることから、当該取扱いは平成22年度末で廃止し</p>

<p>県民税配当割</p>	<p>県は納税手続をする株式会社等を把握しているのから、実際に配当等された額と、配当等がなされずにみなし規定によって納税義務が発生している額を照会するなどして確認し、課税漏れ防止に努めるべきである。</p>	<p>た。</p> <p>所得税法第181条第2項による「みなし支払」があった場合には、所得税の源泉徴収と併せて県民税配当割も徴収されている。なお、納税手続をする株式会社等（特別徴収義務者）は全国に約4,700社あるが、その全てに「みなし規定によって納税義務が発生している額」等の照会を行うことは困難である。また、県内に本店を有する特別徴収義務者に対象を絞って照会し、本県分の情報を得たとしても、それは特別徴収義務者にとっては、全国の一部の情報に過ぎず、突合可能な国税資料等が存在しないため、課税漏れ発見の端緒に繋げることは困難である。今後は、県民税配当割の適正な申告納入を目的とし、法人関係税の訪問調査を行う際等に、併せて、配当割の申告納入までの事務手続きについて確認を行い、課税漏れ防止に努める。</p>
<p>個人事業税</p>	<p>県は、前年度課税対象者について、当年度に申告がない場合にはその具体的な理由について確認すべきである。さらに、県は事業別の個人事業税納付者数を把握しているところ、各事業者団体に照会して同団体に所属している個人事業者数との差を確認し、差があればさらに調査を行うなど課税対象者に漏れがないようにすべきである。</p> <p>県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税のもれが生じないようにすべきである。</p> <p>県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。</p>	<p>県が調査によって課税標準等を決定し、事業税を課税する個人について、前年度課税対象者が本年度に申告がない場合には、「法人成り」「廃業」などが考えられるため、適宜、事務所・事業所の確認を行うこととした。</p> <p>なお、県が自主決定する個人以外の者の個人事業税は、所得税の課税標準等を基準として課税することとされており、所得税資料については、平成23年1月から全てのデータを電子データで提供を受けていることから漏れはない。</p> <p>また、各事業者団体への照会は、個人事業税の業種が「物品販売業」「製造業」等、大分類になっており、多くの事業者団体がそれぞれの分類の一部であること及び当該団体への入会が事業者の任意であることから、実効性に乏しい。</p> <p>雑所得については、所得税の確定申告書第2表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄の、所得の種類、種目・所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等の内容を確認している。</p> <p>当該欄において、所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は、課税漏れが生じないように、照会等を行っている。</p> <p>これまで、「医療法人等に係る所得金額の計算書」及び記載の手引きを用いて、申告者の制度に対する理解を深めるとともに、確定申告書に付表の添付がないなど、診療収入等の内訳が確認できない者に対しては照会を行い、「社会保険診療収入等の明細について(回答)」の返送を受け、申告内容の確認を行ってきたところである。</p> <p>さらに、平成23年度の県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」等を策定、平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。</p>

<p>不動産取得税</p>	<p>県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。</p> <p>その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。</p>	<p>不動産取得税の申告義務については、不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされないことが多いことから、「地方税のしおり」を始め、各種パンフレットに記載し、周知を図っているところである。</p> <p>さらに、平成23年度から、(社)徳島県宅地建物取引業協会を通じて、不動産業者に対する周知を依頼するなど、期限内申告の周知に努めた。</p>
	<p>「取得」の事実を把握できず課税漏れとなってしまうといった従前のケースの原因を検証し、これを踏まえて市町村と協議、連携して、以後課税漏れが発生しないような具体的な対策や把握の方法を検討すべきである。</p>	<p>「取得」の事実を把握できず課税漏れになった従前のケースに該当するものは、①登記を伴わない承継取得、②建築確認申請が不要な未登記家屋の把握漏れ等に限定されている。</p> <p>①の登記を伴わない(契約又は口約束のみの)承継取得の厳密な把握は困難である。</p> <p>②の建築確認申請が不要な未登記家屋については、各市町村税務担当職員が鋭意巡回調査を実施するとともに、職員間の情報収集に努めるなど、その把握に全力を挙げている(市町村によれば航空写真も活用している)。</p> <p>なお、建築確認申請が不要な未登記家屋については、固定資産税も課税漏れとなる恐れがあることから、市町村において「全棟調査(各年度に重点実施地区を定め、地区内の全戸を訪れ、固定資産税課税台帳と突合する)」を行っており、その際に発見されたものが「時効分」として課税漏れとなる場合があった。</p> <p>当該課税漏れをなくすため、県が調査する際にも、固定資産税課税台帳と突合するなど、市町村との連携強化を図ることとした。</p>
<p>県たばこ税</p>	<p>県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。</p>	<p>県たばこ税の適正な申告納付を目的とし、本県に本店を置く卸売販売業者等に対し、県たばこ税の申告納付までの事務手続きについて確認を行うこととした。</p>
<p>ゴルフ場利用税</p>	<p>県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に関係する書類を見るなどして、厳正な調査をすべきである。</p>	<p>ゴルフ場利用税は「売上げ」等に対して課されるものではなく、「課税対象となる利用人員」に対して課される税であり、一人当たりの支払料金は受けるサービスにより異なるため、「売上げ」等からの総利用人員等の把握は困難であるが、平成24年度以降において、ゴルフ場利用税の適正な申告納入を目的とした、新たな調査手法の研究を行うこととした。</p>
	<p>県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準(交付額)や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するの可否かについて、再検討すべきである。</p>	<p>ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金は、殆どの都道府県で交付等されており、本県の交付率・交付額は全国の極めて下位に位置している。</p> <p>本県においては、当該交付金を昭和53年度から交付しているが、以後、軽減税率の創設、非課税措置の創設等、特別徴収義務者の事務負担は増えており、他方、交付率については、昭和53</p>

		<p>年度から「2/1,000」に据え置いているところである。</p> <p>なお、当該交付金の目的は「ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期する」ことにあり、昭和53年度から現在まで、適正な申告納入が行われているところである。</p> <p>さらに、より適正な「申告納入」に資するため、平成23年度において、現行規則における「納期限までに納入した額」を、「申告期限までに申告し、かつ、納入した額」に改め、期限後申告となった額を算定基礎から除くこととした。</p>
自動車取得税・自動車税	<p>県は、自動車税の課税保留の手続の際には、上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。</p>	<p>自動車税の課税保留の手続きについては、通達で要件とされている滞納者自宅の周辺などにおける当該自動車の綿密な所在調査を行っているところである。</p> <p>平成23年度以後も適切に行うとともに、当該調査内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。</p>
	<p>県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。</p>	<p>身体障害者等の減免制度は、身体障害者等が使用する自動車当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっており、当該自動車について自動車取得税・自動車税を減免することにより、身体障害者等が身体障害又は精神障害を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう（身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう）、税制上の配慮を加えているものである。</p> <p>継続して「月4回程度」確実に身体障害者等の方の利用があれば、減免の趣旨に沿っているものと判断する（証明書が発行できる機関が限られているという問題もある）。</p> <p>なお、全国状況を見ると、46都道府県が「月4回程度」以下の回数要件としており、うち、約20都府県では、用途制限又は回数要件を設けておらず、本県の取扱いは全国的に見て、厳しいものとなっている。</p> <p>「齟齬」の問題については、現行の証明書による要件確認の取扱いを改めるなど、抜本的な見直しも必要であるが、議論されている自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に「専ら」の要件も含め、身障減免制度全体の検討を行う。</p>
	<p>県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。</p>	<p>身体障害者等の減免申請については、従来より、減免申請書の記載内容を、受付を担当した職員が障害者手帳等の原本にて確認し、受付者欄に押印しており、原本確認ができないものについては、減免申請を受け付けない取扱いとしているところである。</p> <p>平成23年度からは、減免申請書に「原本確認済欄」を設け、受付した職員が押印することとした。</p>
	<p>毎年の来庁は障害者本人に負担が大きいことは理解できるが、ある程度の年数おきに来庁を依頼して直接使用状況</p>	<p>本人運転については年に一度、4月に往復はがきで現況確認を行っており、家族運転については、毎年度4月1日から納期限前</p>

<p>等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきである。</p>	<p>7日まで申請を受け付けている。          全国照会の結果、本人運転については、殆どの都道府県で、1～3年に一度の割合で往復はがき等にて現況確認を行っている。          本県の取扱いについては、家族運転の申請時期等を変更せず、本人運転についてのみ、何年かに一度来庁をお願いしての確認となれば事務量が膨大なものとなるため、取扱いを見直す際には、申請時期の通年度化や家族運転の申請を2年に一度に変更するなどの見直しも必要である。          自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に確認方法も含め、身障減免制度全体の検討を行う。</p>
<p>電話確認の記録は、税の減免という重要な手続に関わるものであることを十分認識し、形式面、内容面共に厳密で客観的な記録の作成を心掛けるべきである。</p>	<p>障害者の方本人が運転する場合の身体障害者等の減免については、年に一度、往復はがきにより現況確認を行い、返送がない場合は、電話により、現況確認を行っているところである。          平成23年度からは、現況確認の補完様式を改め、適切な記録作成に努めている。</p>
<p>自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、減免制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきである。</p>	<p>約半数の都道府県が、減免額等に上限を設けているが、障害の程度により、大きめの車両を必要とする身体障害者の方もいる。          自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に一部減免も含め、身障減免制度全体の検討を行う。</p>
<p>社会福祉法人の自動車についても、使用目的等減免の要件を満たしているか定期的に確認するべきである。</p>	<p>社会福祉法人が所有する公益性が非常に高い自動車に対する課税免除については、「事業計画書」、直近3か月以上の「運行日誌」等を提出させるとともに、現地に赴き、使用実態等の確認を行ってきたところである。          平成24年度以降は、過去課税免除分についての確認を行うこととした。</p>
<p>実際の課税は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に行われることから、県が直接課税対象者に対し、登録変更を指導することは困難であるが、少なくとも県は、住所変更を行い主たる定置場所を移した場合には、車両の登録住所を変更すべきことを広く伝え、啓発すべきである。</p>	<p>自動車の登録変更については、自動車税納税通知書送付の際に、住所の異動があった場合は運輸支局等において変更登録を行っていただくことを記載したチラシを同封するとともに、徳島運輸支局、自動車税証紙取扱協会の窓口にも、当該チラシを掲示している。          平成23年度以後も引き続きその広報等に努める。</p>
<p>県は、同一業者に対し委託料に加えて証紙代金収納計器取扱者としての手数料を支払うにしてもその額はかなりの低額とすべきである。さらには、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法やその他入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。</p>	<p>自動車取得税等に係る委託業務は、事務量が多い煩雑な自動車登録手続きの一環であるとともに、国や民間の各種手続きと一連かつ密接に関わる業務であり、業務委託に際し、自動車取得税等に関する専門知識及び当該業務に適した施設・設備が求められることから、A協会以外にはなく、競争入札にはなじまない。          また、自動車取得税等の証紙徴収は、委託する「申告書等の精査検算業務」と密接不可分であり、A協会を「証紙売りさばき人」及び「証紙代金収納計器取扱者」に指定することは、自動車登録</p>

		<p>手続きの迅速化及び県民の利便性の向上を図るうえで不可欠である。</p> <p>その結果、A協会に対し証紙代金収納計器取扱手数料を支払っているが、この手数料は自動車取得税等の税額に応じた証紙取扱額に県税条例施行規則で定める率を乗じて算出しており、この率については一般の県証紙売りさばき手数料の率の3分の1以下に設定されていること、また、他の都道府県と比較しても標準的な率であることから、手数料の算定は適切になされている。</p> <p>なお、自動車取得税等の徴収方法は、地方税法及びこれに基づく県税条例で「証紙や証紙代金収納計器によること」と定められ、さらに、総務省からは「みだりに現金徴収しない」旨の通知もなされており、本県の取扱いは法令や通知に沿ったものであり、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法を採用することはできない。</p> <p>自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に証紙代金収納計器取扱手数料率の改定やその他入札による契約締結が可能な事務処理などについて検討を行う。</p>
	<p>自動車税納税通知書作成契約については、より多くの参入を得られるような工夫を行い、今後も継続的に入札等を導入すべきである。</p>	<p>自動車税納税通知書作成契約については、平成23年度以降も引き続き入札を実施する。</p> <p>なお、県ホームページにおいて、より分かりやすく入札情報を閲覧できるよう改善がなされており、より多くの参入を得るための工夫がなされている。</p>
	<p>県は、特に課税等高度な個人情報については、その管理を徹底するとの意識を持ち、委託契約に伴って外部に情報を交付する際には厳密な確認や対応が必要である。</p>	<p>自動車税納税通知書作成契約に伴う個人情報の取扱いについては、平成23年度の委託業務において、データ作業手順の報告（個人情報の消去作業を含む）、郵送時の立ち会い等を実施するなど、個人情報の保護・安全管理に努めた。</p> <p>なお、平成24年度以降も引き続き、個人情報について保護・安全管理を徹底する。</p>
<p>軽油引取税</p>	<p>軽油流通情報管理システムの運用には、毎年度約400万円弱の費用が発生している。県は、この費用を無駄にしないためにも存在するシステム上の情報を有効活用し、他県納税義務者の調査を実施すべきである。</p>	<p>平成22年度までは軽油流通情報管理システムの操作端末が徳島庁舎に1台のみの設置であったが、平成23年度からは各庁舎の軽油引取税担当者の端末で操作できることになったため、各庁舎の担当者に当該システムの機能等の情報提供を行い、各庁舎において、軽油の流通経路の検索や他県に提出された申告書情報の閲覧を行うなど、軽油流通情報管理システムを有効活用し、軽油引取税の課税の適正化に努めた。</p>
	<p>県は、軽油引取税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付金の交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。</p>	<p>軽油引取税特別徴収義務者交付金等については、『軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付について（平成2.10.1自治府第76号各道府県総務部長東京都主税局長宛て自治税務局長通知）』において、「最近における売掛金の回収に係る諸経費等の状況にかんがみ、特別徴収義務者に対する交付金の実態を考</p>

		<p>慮しつつ、軽油引取税の納入額に乗ずる率を2.5パーセントを目途として定めることが適当であると考えるので、特段の配慮をされたく通知する」とされており、全47都道府県において交付等されているところである。</p> <p>同様の通知は昭和48年5月以後、過去4回出されているが、本県は過去12度の交付率の見直しを行い、常に国通知と同率以下の数値としており、現在は、国通知2.5パーセント、本県は納期限内納入分2.5パーセント、徴収猶予期限内納入分2.3パーセントとなっている。</p> <p>なお、当該交付金の目的は「軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期する」ことにあり、昭和48年度から現在まで、適正な申告納入が行われているところである。</p> <p>さらに、より適正な「申告納入」に資するため、平成23年度において、現行規則における「納期限までに納入した額」を、「期限までに申告し、かつ納入した額」と改めるなど、期限後申告となった額を算定基礎から除くこととした。</p>
	<p>軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。</p>	<p>軽油引取税免税証交付申請の際に、所要数量算定明細書（使用する機械の名称、燃料消費率、型式及び馬力数、稼働時間等から所要見込数量を算定する）を提出させ、審査を行い、初回申請時、添付の証明書類等で確認出来ない場合等については、現場にて確認を行っている。</p> <p>また、免税軽油の引取り等に係る報告書提出の際には、裏付け資料として、個別の機械別に稼働時間、使用燃料数量などを記載する受払簿の作成・添付をさせ、疑義があれば個別に聞取り調査等を行い、「用途外使用」等に対して課税を行ってきたところである。</p> <p>平成24年度税制改正において、当該課税免除制度が、一部を除き、3年間の期間延長される見込みとなったことから、報告書の形式や調査方法等を再確認し、免税軽油の「用途外使用」等の発見に努める。</p>
	<p>県は、提出される在庫量に関する報告書をきちんと確認し、不自然な点があればさらに具体的な調査をすべきである。</p>	<p>軽油引取税の在庫差量の課税については、『軽油引取税に係る在庫差量の取扱いについて（H5.2.18各都道府県税務主管課長宛て自治省税務局府県税課間税係長事務連絡）』により、全国一律の取扱いとして、気温による軽油の自然増減、計量誤差等を考慮した上で、年に一度、前年3月から当年2月までの各月の帳簿在庫数量と実在庫数量の差量を把握し、在庫差課税を行っているところである。</p> <p>平成23年度からは、不自然な点があれば、その都度、調査を行い、原因特定（確認）に努めることとした。</p>
<p>徴税手続</p>	<p>地区ごとに事務を分担する以上は定期的に全体的な会議</p>	<p>徴税手続に係る進行管理については、定期的に分析会議を行</p>

<p>を開いたり議論の内容を統一的に記録したりするなど、情報をきちんと管理する態勢や手続を整える必要がある。</p>	<p>い、課内の統一的な滞納整理方針を確認してきたところである。平成23年度からは、分析会議で確認した滞納整理方針の要点を統一的な様式に的確に記載するなど、情報の共有化に努めている。</p>
<p>これらの事情に鑑みても、徴税手続について記録を作成し、管理することは極めて重要であって、県はこの重要性を十分に認識し、円滑な事務引継ぎ及び事後的に処理の是非が確認できるような記録の作成及びその管理を徹底すべきである。</p>	<p>徴税手続に係る記録の作成・管理については、通達により調査事項の記載方法を定め、要点を明瞭に記載することとしている。平成23年度からは、より一層「明確・簡潔・正確」な記録の作成に努めており、記録管理を徹底し、情報の共有化を図ることとした。</p>
<p>県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。</p>	<p>滞納処分の停止等については、徹底した財産調査等を行うとともに、即時欠損については適正に行ってきたところである。平成23年度からは、即時欠損に係る明確な基準を定め、より適正な処理に努めている。</p>
<p>県は、このような延滞金の存在意義等に鑑み、これをきちんと徴収するべきとの意識を明確に持ち、法的に発生した延滞金についてはすべて把握し、かつその納付状況を集約すべきである。</p>	<p>法的に発生した延滞金は、「滞納繰越一覧表（延滞金）」や「未納延滞金整理状況報告書」等で把握していたが、さらに県税トータルシステム（税務電算処理システム）に改良を加え、より詳細に延滞金を把握することとした。延滞金の納付状況については、毎月、各種帳票で管理している。</p>
<p>県は、厳格な納税義務者の把握を徹底すべきであり、間違っても納税義務者でない者に納税を求めることがないようにすべきである。</p>	<p>納税義務者の把握については、従来から適切な処理を行ってきたが、平成23年度以後も引き続き厳格な処理に努める。</p>
<p>県は、徴税吏員の行使しうる権限の大きさに鑑み、新任徴税吏員に対する手厚い研修を行い、必要な知識等を正しく習得するうえで十分な態勢を整えて、真の徴税吏員にふさわしい職員を養成すべきである。</p>	<p>徴税吏員の研修については、毎年度研修計画を定め、あらゆる機会を捉えて効率的に実施しており、新任税務職員も自ら研修の講師となるなど、職員全体のスキルアップを図っており、平成21年度の県税徴収率においては全国第5位の成果を挙げている。平成23年度以後も、引き続き研修内容の充実に努める。</p>
<p>県は、税の賦課徴収に関する情報管理の重要性を十分に認識し、近年変更が実施されていない業務パスワードについては定期的に変更し、離席時にはパソコンの電源を落とすよう徹底し、さらに職員が使用するパソコンの各パスワードの定期的な変更やその他適切な設定がなされているか否かについて確認するなど、情報管理態勢を徹底すべきである。</p>	<p>県税トータルシステム（税務電算処理システム）における業務パスワードについては、平成23年5月に変更を完了し、今後も引き続き、定期的な変更を行う。また、離席時のパソコンの電源切断や職員ごとに管理されるパスワードの定期的な変更について、周知・徹底に努めた。</p>